

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 報 告 書

定期監査報告 第4号 (4-1)

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>◎ 市民福祉部 ● 社会福祉課 ○ 社会援護担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【検討事項】</p> <p>(1) 生活保護費返還金の歳入歳出予算の取扱いにおいて、生活保護法に基づく返還金は歳入の雑入で処理し、また、保護費に過払いが生じたことなどによる返還金は歳出戻入で処理しているものがあるが、同様と思われる返還決定理由でも歳入で処理しているものと歳出戻入で処理しているものが見受けられるところである。 ついては、保護費戻入（返還）決定書の決定理由欄に詳細に記載するなど、同じ返還決定理由で異なる取扱いにならないよう検討されたい。</p> <p>2. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 臨時職員の賃金の計算において、出勤簿の勤務実績と賃金使役内訳票に相違があり、欠勤分を減額せずに支給し、過大支給により返納を要するものがあるので金額を精査の上、精算処理されたい。 また、嘱託医師報酬及び臨時職員の賃金の源泉徴収所得税率に誤りがあるものや復興特別所得税率が加算されていないものがあるので、税率（額）を確認の上適正に事務処理されたい。</p> <p>【指導事項】</p> <p>(1) 社会を明るくする運動実施事業補助金において、概算払申請の際に収支計画書が添付されていないので、適正に事務処理されたい。また、補助金の額以上の繰越金について承認しているが、補助金の額以上の繰越金が生じないよう補助事業者へ指導されたい。</p> <p>○ 子育て支援担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 児童福祉費負担金（保育料）の納入通知書発付通知簿の作成において、年度途中の発付分が未記帳であるので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>厚生労働省の手引きでは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法（第63条、第77条及び第78条）による返還金等は歳入（雑入） ・変更・廃止などによる過払いについては発見月及び前月分まで歳出戻入、それ以前の分は第63条と同様に歳入（雑入）として扱う <p>とされておりますので、手引きに基づいた取扱いといたします。</p> <p>精算のうえ、返納処理いたします。 また、源泉徴収所得税率については、修正し適正に対応いたしました。</p> <p>今後、収支計画書を添付するよう対応いたします。 また、補助金の額以上の繰越金が生じないよう指導いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況報告書

定期監査報告 第4号 (4-2)

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>2. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 民間保育園給食費補助金交付要綱において、3歳未満児、3歳以上児及び検食費に区分し、3歳未満児及び3歳以上児は給食材料費等と一般生活費との差額による超過負担率を求め、超過負担分に対して補助することとしているが、超過負担率が10%未満の場合は補助の対象としない旨規定しているところである。</p> <p>この補助金の積算内訳において、3歳未満児の超過負担率が負の数となっているが、これをゼロとしないため、3歳以上児の補助基準額から3歳未満児の負の補助基準額を差引いて算出しているが、要綱に規定する「超過負担率が10%未満の場合は、補助の対象としない。」という規定から、ゼロとして計算すべきと考えられるので是正されたい。</p> <p>なお、現在の算出が正しいのであれば、その旨要綱に明記すべきであるので検討されたい。</p> <p>(2) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金掛金の支出において、当該経費は保険料の前納であり、前金払で処理し、併せて会計規則第73条の規定に基づく前金払処理報告書を作成されたい。</p> <p>また、全国市長会学校災害賠償保険料及び特別保育事業賠償責任保険料の前金払において、前金払処理報告書の作成が未了であり、適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 臨時職員の賃金の計算において、勤務日数や勤務時間の把握誤りが相当数あり、未支給のものや過大支給のものが多数あるので精査されたい。</p> <p>3. 契約事務について</p> <p>【指導事項】</p> <p>(1) デジタル印刷機及びデジタルモノクロ複合機の賃貸借の長期継続契約における見積合わせにおいて、初年度が10ヵ月等1年未満の賃貸借であるが、予定価格を1年分の価格で設定していること、及び見積を年額で行っていることは好ましくないので、本件は月額で見積合わせを行うべきであり、適正に事務処理されたい。</p> <p>4. その他事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 嘱託職員の時間外勤務命令において、時間数の把握誤りや開始時間が勤務時間内であるもの、及び休日勤務を通常の時間外勤務としているなど誤りがあるので、精査の上精算処理されたい。</p>	<p>要綱に明記し対応いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>精査のうえ、精算処理いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>精査のうえ、精算処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況報告書

定期監査報告 第4号 (4-3)

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>● 保健課</p> <p>○ 国保・年金担当</p> <p>1. その他事務について</p> <p>【検討事項】</p> <p>(1) 国民健康保険条例施行規則で規定され、記載整理しなければならない被保険者異動整理簿などの各種整理簿において、TOPS(Total Public Administration System)で電算管理している様式が、施行規則の様式と一致していないものがあるので、施行規則との整合性が図られるよう検討されたい。</p> <p>○ 保険税担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 国保税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分において、滞納者毎の滞納処分停止決議書は作成されているものの、納入の記録等の記載が一部欠落している等適正を欠くものがあり、また、執行停止の初年度、2年次目、3年次目の決定を下す決裁がなく、その時点の件数及び金額が把握できないなど、書類の作成及び数値の把握方法等が不適切であり、適正に事務処理されたい。なお、本件は2年前の定期監査においても指摘した事項である。</p> <p>(2) 国保税の過誤納に伴う還付又は充当の処理において、督促手数料を徴収しないで本税のみを還付又は充当しているが、督促手数料は過去に確実に発生している債権であるが減免の手続きをとっていないこと、及びこの未徴収分を滞納繰越金の繰越調書作成時に修正調定として単純に減額調定していることは不適切であり、他の納税義務者や他の市の歳入金等との公正を欠くこととなるので、速やかに是正されたい。</p> <p>2. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 保険税過誤納金還付金の還付加算金の算出において、加算金算出に用いる率(特例基準割合)及び算出方法に誤りがあり過払いとなっている者が1名2件あるので、精査されたい。</p> <p>○ 健康推進担当</p> <p>1. 支出事務について</p>	<p>今後、検討いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。 なお、過払いについては、処理済であります。</p>

